

2025年4月30日

私費外国人留学生のみなさま

国際交流センター事務室

2025年度 私費外国人留学生授業料減免制度について（ご案内）

標題の私費外国人留学生授業料減免制度について、以下のとおりご案内いたします。
お申し込みを希望される方は、下記の内容を確認のうえ、提出書類をご用意のうえ、提出してください。

記

- ・対象：本大学の正規課程に在籍する私費外国人留学生のうち、(1)～(3)に該当し、授業料の納付が困難だと認められる者。ただし、修学の状況に鑑み成業の見込みが無いと認められる者を除く。
 - (1) 他から仕送りを受けている場合、その仕送り額から入学金、授業料、施設設備費及び教育充実費の支払いに充てた分を差し引いた額が平均月額 90,000 円以下であること。
 - (2) 他から奨学金等の給付を受けている場合、その合計額が年間授業料未満であること。
 - (3) 日本に在住する扶養者がいる場合、その者の年収が 500 万円未満であること。
- ・減免額：学則で定めた年間授業料の 30%を限度。
- ・減免期間：1年ごと。ただし、標準修業年限を超えて減免を受けることはできません。
 - * 標準修業年限…学部：4年間、修士：2年間、博士：3年間
- ・提出書類：
 - ① 2025年度私費外国人留学生授業料減免申請書
 - * 学外の団体から奨学金を受給している場合は、団体名、支給期間、支給額（月額換算）の情報を必ず記入すること。
 - * 「2025年度私費外国人留学生授業料減免申請書」の、「2.収入状況」の「1か月の平均収入」の金額と「3.支出状況」の「1か月の平均支出」の金額が一致となるように提出前に確認をすること。
 - ② 学業成績証明書 *但し、新入生は提出不要。
 - ③ 所得証明書（例：源泉徴収票、納税証明書など）。上記(3)に該当する場合のみ。
- ・提出期間：2025年5月13日（火）～5月19日（月）17時
- ・提出先：外国人留学生（正規留学生）入学試験により入学した留学生…谷守先生
：上記以外の留学生…国際交流センター事務室（岡本キャンパス2号館1階）
 - * 岡本キャンパス以外の学部/研究科所属の学生は、所属学部/研究科事務室経由での国際交流センター事務室担当者宛の提出も可。

以上

（担当）

国際交流センター事務室
掛橋（かけはし）
電話 078-452-1641